

一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会
日本代表選手行動規範

第1条（趣旨及び対象）

- 1 この行動規範は、一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）が指定した日本代表選手及び強化指定選手の所属チーム等と強化指定選手等本人に対して、その行動基準を明確にするために定めるものとする。
- 2 日本代表選手とは、当法人が強化指定選手選考規程に基づき選考した全ての日本代表選手及び強化指定選手（以下、「強化指定選手等」という。）をいう。

第2条（総則・心構え）

- 1 強化指定選手等は、車椅子ソフトボールの競技のみならず、スポーツ界を代表しており、競技力向上を目指して精進することはもちろん、種々のステークホルダーの支援に感謝し、日本代表又は強化指定の選手であることを一人ひとりが自覚し、規律ある行動を行う責務を負う。
- 2 強化指定選手等は、車椅子ソフトボールという競技を通じて、障害者スポーツをはじめとする様々なスポーツの発展及びスポーツを通じた心豊かな社会の実現のために貢献することが自らの使命であることを自覚する。
- 3 強化指定選手等は、法令並びに当法人が定める各規約類及びルールを遵守し行動しなければならない。また、強化指定選手等が未成年者である場合には、指導者及び所属チームは、強化指定選手等がこれらを遵守するように適切に指導しなければならない。
- 4 強化指定選手等がこの行動規範に違反したときは、当法人が定める倫理規程が適用され、違反した選手には、同規程に基づく処分がなされる。自らが行動規範に違反した場合だけでなく、他の強化指定選手等をして行動規範に違反せしめ、もしくは、他の強化指定選手等とともに行動規範に違反した場合も同様とする。

第3条（禁止事項）

1 ドーピングの禁止

- (1) 強化指定選手等はドーピングをしてはならず、必要な薬物等の服用は医師に相談しなければならない。また、強化指定選手等は、世界アンチドーピング機構及び日本アンチドーピング機構の定めるアンチドーピング規程の内容を理解し、これを遵守しなければならない。

なお、治療目的によって禁止薬物を使用する必要がある場合には、アンチドーピング規程に基づき TUE 申請を行わなければならない。

(2) 覚醒剤や麻薬等法令で使用が禁止されているものについても厳禁とする。

2 ギャンブルの禁止

(1) 強化指定選手等は、当法人の予算、スポンサーの協賛による大会やイベントの期間中及び国際大会の期間中においては、以下の行為を禁止する。

ア 競馬、競輪、競艇、オートレース、スポーツくじを含むすべての賭け事
イ カジノなどへの出入り

3 差別の禁止

強化指定選手等は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、他者を差別してはならない。

4 反社会的勢力との接触禁止

強化指定選手等及びこれらの選手が所属するチームは、反社会的勢力及びその関係者とは一切関係を持つてはならない。

5 飲酒・喫煙の禁止

(1) 満 20 歳未満の強化指定選手等は、飲酒をしてはならない。

(2) 国際大会及び日本代表合宿においては、強化指定選手等は飲酒を原則禁止とする。ただし、国際交流のための懇親会等に参加した場合は除くものとする。

(3) 強化指定選手等は、活動期間中は喫煙をしてはならない（電子タバコも含む。）。

6 ハラスメント等の禁止

強化指定選手等及びこれらの選手が所属するチーム並びにその指導者は、身体的暴力、暴言、いじめ、それぞれの立場を利用したハラスメント行為等を行ってはならない。

7 名誉毀損行為等の禁止

強化指定選手等は、法令に違反する行為及び他者の名誉を毀損し、又は他者を誹謗中傷する内容の発言、SNS を含むインターネット上での発信行為、当法人、強化指定選手等及びスポンサー等のステークホルダーの信用を損なう行為をしてはならない。これらの行為に当たらない場合であっても、特に SNS の使用方法については、第 4 条 7 項に規定する内容に十分に留意する。

8 秘密情報漏洩の禁止

強化指定選手等は、日本代表チームの活動を通じて知り得た秘密情報を第三者に開示、漏洩又は公表してはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りでない。

9 当法人の運営を妨害する行為の禁止

強化指定選手等は、当法人及び他の強化指定選手等や日本代表チームのブランド、信用等の既存につながる行為、その他秩序や風紀を著しく乱す行為をしてはならない。

第4条（遵守事項）

- 1 日本代表チームの活動・行事等（合宿、練習、ミーティング、記者会見、懇親会等）には必ず参加しなければならない。やむを得ず参加できない場合には、当法人に対してあらかじめ申し出た上で承諾を得なければならない。
- 2 当法人が、強化指定選手等に対して、強化指定選手等としての活動を求めた場合には、正当な理由がない限り強化指定選手等はこれを拒むことができない。
- 3 当法人主催又は共催の競技会、イベント並びに国際連盟主催の各競技会においては、当法人が指定した衣服等を着用しなければならない。当法人から依頼を受けて、もしくは、強化指定選手等として講演やイベントへの参加依頼を受けた場合においても同様とする。
- 4 強化指定選手等として活動している期間は、当法人が指定するユニフォームや用具を使用することとし、当法人が取り扱う広告・宣伝活動に協力しなければならない。
- 5 強化指定選手等としての公式の活動以外の活動又は日常生活においても、強化指定選手等としての自覚を持ち、社会人としての一般常識やマナー、エチケットをわきまえて行動しなければならない。
- 6 強化指定選手等は、当法人の協賛、講演等、スポンサー企業の支援等によって活動ができることを理解し、スポンサー企業や関係者への感謝と敬意を払うと共に、スポンサー企業の価値向上につながるアクティベーションに対して協力する。
- 7 強化指定選手等は、取材や公的な場での発言、ソーシャルネットワークサービス（Facebook、Instagram、Twitter、mixi、LINE等を含むがこれに限られない。）における発言・発信は節度をもって行うものとし、以下の点に細心の注意を払わなければならない。
 - (1) 他者を誹謗中傷する内容、他者の名誉・信用を毀損する内容の他法令に違反する内容を発信しないこと
 - (2) 意見を述べる際には、当該意見が個人的な感想や意見であることを断り、当法人又は所属チームの見解であるとの誤解を受けないようにすること
 - (3) 対戦相手や他国のことに触れる内容を発信する際には、当該相手に対して敬意を払い、当該相手を差別、侮辱しないようにすること
 - (4) 他者の写真や動画を投稿する際には、事前に本人又は同人の肖像等を管

理する主体に承諾を得ること

- (5) 当法人又は所属チームの機密情報を漏洩しないこと
- (6) 撮影禁止となっている場所で撮影した写真又は動画もしくは公開を制限している写真又は動画を公開しないこと
- (7) 国際大会においては、当該大会のガイドライン等当該大会の運営の指示に従うこと
- (8) 当法人やスポンサー企業の権利に十分に配慮すること

以上